

第1次 韓日会談 (1952.2.15 - 4.21)

請求権関係資料、1952

分類番号 723.1 JA

登録番号 87

P712 7-1. 韓国の対日請求要綱案

韓国の対日請求要綱案(1952年2月21日提供)

1. 韓国から持って来た古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。
2. 一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること。
3. 一九四五年八月九日以後韓国から移替または送金された金員を返還すること。
4. 一九四五年八月九日現在韓国に本社(店)または事務所がある法人の在日財産を返還すること。
5. 韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人未収金その他請求権を弁済すること。
6. 韓国法人または韓国自然人所有の日本法人の株式またはその他証券を法的に認定すること。
7. 前記諸財産または請求権から生じた諸過失を返還すること。
8. 前記返還および決裁は協定成立後即時開始して遅くとも六ヶ月以内に終了すること。